

事 前 評 価 調 書

I 事業概要																																										
事 業 名	農業農村整備事業（緊急農地防災事業）																																									
地 区 名	目比川地区																																									
事業箇所	津島市、愛西市																																									
事業のあらまし	<p>本地区は、愛知県西部の低平な農村地域に位置している。</p> <p>地区内流域 99.3ha の排水は、5か所に設置された排水機場（葉苅西、千引、佐折、源佐橋、大繩場）により二級河川目比川及び三宅川へ強制排水されている。</p> <p>しかし、近年の都市化の進展による降雨流出量の増加や既設排水機の老朽化に伴う排水能力の低下により、地区の排水状況は著しく悪化し、豪雨時にはしばしば農地や農業用施設、公共施設等に湛水被害が生じている。</p> <p>このため、機能低下が著しい5か所の排水機場を更新整備することにより湛水被害を防止し、農業経営の安定と県民生活の安全・安心を図るものである。</p>																																									
事業目標	<p>【達成（主要）目標】 機能低下した排水機場を更新整備し、農地、農業用施設及び公共施設等の湛水被害を防止する。 (計画基準雨量 341mm/3日、1/20年確率雨量)</p> <p>【副次目標】 該当なし。</p>																																									
事 業 費	事業費	内訳																																								
	9.9億円	■工事費 7.4億円、■用補費 0.2億円、■その他 2.3億円																																								
事業期間	採択予定年度	平成27年度	着工予定年度	平成28年度	完成予定年度	平成32年度																																				
事業内容	排水機場 5か所																																									
II 評価																																										
①事業の必要性	1) 必要性	地区内の排水を担う5か所の排水機場は能力不足であり、農地、農業用施設及び公共施設等に湛水被害が生じているため、排水能力を確保するための整備を行う必要がある。																																								
	判定	A	A：現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B：現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。																																							
		<p>【理由】 排水機場の整備により排水能力を確保し、湛水被害を未然に防止する必要があるため。</p>																																								
②事業の実効性	1) 事業計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>H31</th><th>H32</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工種区分</td><td>調査・設計</td><td>↔</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>用地補償</td><td>↔</td><td></td><td></td><td></td><td>↔</td></tr> <tr> <td></td><td>工事</td><td>↔</td><td></td><td></td><td></td><td>↔</td></tr> <tr> <td>事業費(億円)</td><td colspan="5">8.9</td><td>1.0</td></tr> </tbody> </table>						H27	H28	H29	H30	H31	H32	工種区分	調査・設計	↔						用地補償	↔				↔		工事	↔				↔	事業費(億円)	8.9					1.0	
		H27	H28	H29	H30	H31	H32																																			
	工種区分	調査・設計	↔																																							
	用地補償	↔				↔																																				
	工事	↔				↔																																				
事業費(億円)	8.9					1.0																																				
2) 地元の合意形成	本地区は土地改良法に基づく申請事業であり、地元の合意形成は図られている。 近年の局地的な豪雨の頻発などから、早期着手が望まれている。																																									
判定	A	A：事業計画の実効性が期待できる。 B：事業計画の実効性が期待できない。																																								
	<p>【理由】 地元の合意形成が図られており、実効性が期待できる。</p>																																									

III 対応方針	
A	事業実施が妥当である。: 上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。: 上記以外のもの。
IV 事後評価実施の有無と主な評価内容	
■対象（事業完了後 年目） <input checked="" type="checkbox"/> 対象外 【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】 — 【主な評価内容】 本事業は、想定規模と同等の降雨がなければ効果を検証できないため、事業完了後5年以内に想定規模と同等の降雨が発生した場合に効果を検証する。	